

『R4年度税制改正大綱 省エネ住宅等の課税特例延長』

個人所得課税の改正においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅の省エネ性能の向上と長期優良住宅の取得の促進が大きな柱となっており、今回の改正では、認定住宅等の新築をした場合の所得税額の特別控除の対象にZEH水準省エネ住宅が追加される。適用期限は2年延長。控除対象金額は650万円、控除率は10%。所得要件と床面積要件については、既報の住宅ローン控除の適用要件と同様に整備されるのかが今後注目される。

特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例でも、その住宅に一定の省エネ基準を設けることが要件に加えられ、適用期限が2年延長される。居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、及び特定居住用財産の譲渡損失についても、それぞれ繰越控除等の適用期限は2年延長。既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除も2年延長される。控除対象限度額は250万円、控除率は10%。特定の改修工事をした場合の特別控除も2年延長。対象となる改修工事はバリアフリー、省エネ、三世代同居等で、控除対象限度額は200万円から最高600万円、控除率はいずれも10%。対象工事を行い、その住宅を居住の用に供した個人は、所得税の額から一定の額が控除される。



『雇用保険料率引上げ 10月から負担増の予定』

長引く新型コロナウイルス感染症拡大により、社員を休業させる企業が続出。その結果、休業手当を支給するケースが後をたたない。申請により、休業手当の一部が支給される制度が雇用調整助成金だが、助成率引上げの特例などもあり、支給額は想定を遥かに超える額となっている。すでに累計で5兆円を超える助成金を支給しており、財源の確保は喫緊の課題と言えるだろう。雇用調整助成金は雇用保険の保険料を積み立てた雇用安定資金が主な財源となる。その積立金はすでに枯渇し、一般会計からの借入れや失業給付の積立金を充当するなどしてしのいでいるのが現状だ。そのため、本来は来春の雇用保険料率引上げは不可避とする意見が多かった。

しかし、おさまらないコロナ禍で労使ともども負担増となる料率引上げは異論が多く、結果として来春の引上げは見送られた。とはいえ、財源問題を解決しなければ根本的な解決とはならないのも事実。そのため、政府は今年10月からの料率引上げで調整している。現在の料率は労働者の負担が3/1000、企業側が6/1000となっているが、これが5/1000と8/1000になる見込みだ。月給30万円の労働者は月額600円の負担増、同40万円ですら同800円の負担増となる。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます